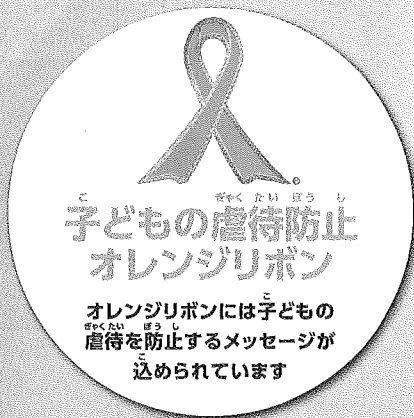


まも 守るのは気づいた
あなたのそのゆうき勇氣

がつ じ どう ぎやく たい ぼう し すい しん げっ かん
～11月は児童虐待防止推進月間です～

こどものみなさんへ

か てい 家庭のことや とも だち 友達のことで悩なやんでいませんか。
ひとりで悩なやまないで まわ だれ 周りの誰かに とう だん 相談しましょう。



児童虐待ってどんなこと?



児童虐待は、親や親にかわる養育者(同居人)などが、子どもに対して行う次の行為をいいます
 しつけのつもり……そんなつもりはなかった……
 は親の言い訳 子どもの立場で考えてみましょう

身体的虐待

殴る、ける、たばこの火を押し付ける、首を絞める、熱湯をかける、異物を飲ませる、家の外に閉め出すなど

ネグレクト (育児放棄又は怠慢)

適切な衣食住の世話をしない、病気なのに医者に診せない、家に閉じ込める、車内や室内に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど

性的虐待

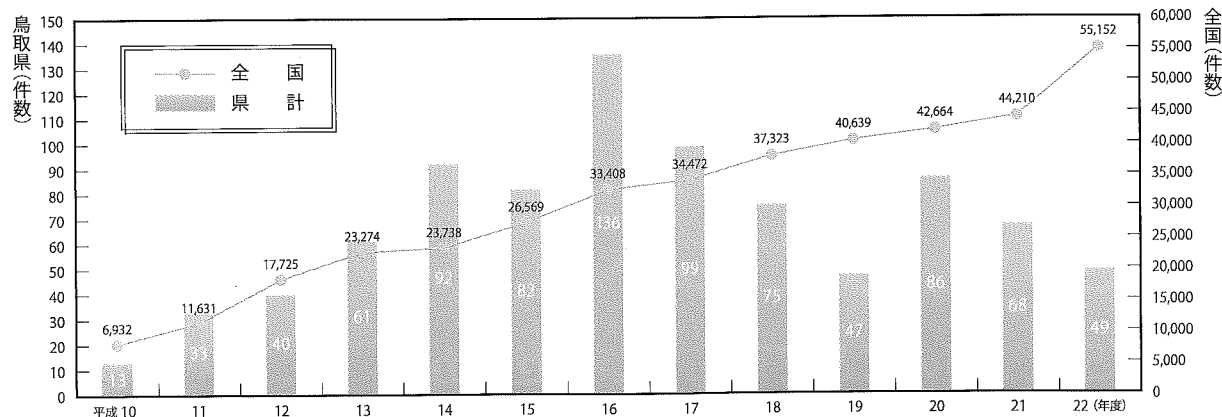
子どもに性的行為を強要する、子どもに性器や性交を見せる、ポルノ写真のモデルにするなど

心理的虐待

言葉によるおどし、無視や拒否的態度、兄弟姉妹間での著しい差別的態度、子どもの目の前で配偶者等に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)を行うなど

増加する子どもの虐待

【児童相談所における児童虐待相談処理件数の推移】



こんなサインに気づいてください



- 虐待を受けた子どもには、様々な兆候が表れてきます。
- 一見、問題行動ととらえられるような行動の背景には、虐待があるかもしれません。
- 虐待の苦しみを様々な行動や態度で表現しているかもしれません。

～なにげない行動や態度から、助けてという「小さなサイン」に気づいてください～

子どもの行動や状況

- 理由もなく、連絡もしないで学校をよく休む
- 髪の毛、顔、手足が不潔なおいにする
- 季節に合わない衣服や不潔な衣服を身に着けている
- 身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどがみられる
- 表情が乏しい、無表情、笑わない
- 他人をしつように責めたり、動物をいじめたりする
- 年齢不相応の性的な言葉や行為がみられる
- 他者との身体接触を怖がる
- 特に病気ではないのに身体的発達著しく遅れている
- 不自然な時間帯のはいかいが多い
- 集団から離れ、孤立していることが多い
- 脱水症状や栄養不良がみられる など

保護者・養育者の行動や状況

- 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたく音や叫び音がする
- 地域や親族との交流がなく、孤立している
- しつげとて殴る、けるといった行為がみられる
- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者にみせようとする
- 寝具・衣服などの清潔への配慮がみられない
- 先生、近隣の住民等との接触を避ける
- 子どもの外傷ややけどについて、不自然な状況説明をする
- 妊娠や出産を喜んでいない など

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは…

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの市町村の窓口や児童相談所、福祉事務所に連絡してください。児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合、みなさんには連絡(通告)する義務があります。

誰が連絡(通告)したかをもらすことはありません。

発見から援助まで

発見 虐待を疑い、気づいた人



相談 通報

◆相談窓口

児童相談所

市町村

福祉事務所

相談(通報)を受けた市町村・児童相談所等は

◆関係機関

情報収集・調査

子どもの身柄の安全を確認します

受理会議

緊急性の有無を判断します

関係機関との連携

援助方針を決定し、子どもたち・親の支援体制を作ります

- ・児童相談所での一時保護
- ・児童福祉司の指導
- ・児童養護施設等への入所
- ・医療機関での治療
- ・親子へのカウンセリング等心理的ケアの実施
- ・早期家庭復帰への支援 等



医療機関



保健所

地域の住民

民生・児童委員

関係団体等

学校

保育所・幼稚園

児童福祉施設

警察



子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
みなさんからの通告が子どもの心と命を守ります。虐待を受けたと思われる子どもを発見した時は、速やかに通告してください。
※誰が通告したかをもらすことはありません。
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳……………子どもの立場で判断しましょう
- ③ ひとりで抱え込まない……………あなたにできることから即実行しましょう
- ④ 親の立場より子どもの立場……………子どもの命が最優先です
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる……………特別なことではありません



児童相談・児童虐待相談機関一覧

虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、また自分自身が虐待をしてしまいそうなとき、**まず、相談してください**

	相談機関名	所在地	電話番号
児童相談所	鳥取県福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取県江津318-1	0857-23-1031
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	0858-23-1141
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471
市町村	鳥取市中央保健センター(子ども家庭支援室)	鳥取市富安2丁目104-2	0857-20-0122
	米子市(こども未来課)	米子市加茂町1丁目1	0859-23-5176
	倉吉市(子ども家庭課)	倉吉市葵町722	0858-22-8120
	境港市(子育て・健康推進課)	境港市上道町3000	0859-47-1077
	岩美町(住民生活課)	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1415
	若桜町(保健センター)	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214
	智頭町(教育課)	八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-3112
	八頭町(福祉環境課)	八頭郡八頭町郡家493	0858-76-0205
	三朝町(町民課)	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3505
	北栄町(町民課)	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5866
	湯梨浜町(子育て支援課)	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5321
	琴浦町(町民生活課)	東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1703
	日吉津町(福祉保健課)	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952
	大山町(幼児教育課)	西伯郡大山町御来屋263-1	0859-54-5219
	南部町(町民生活課)	西伯郡南部町法勝寺377-1	0859-66-3116
	伯耆町(福祉課)	西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-5534
	日南町(福祉保健課)	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
	日野町(健康福祉課)	日野郡日野町根雨101	0859-72-0334
	江府町(福祉保健課)	日野郡江府町江尾2088-3	0859-75-6111